

## 求 人 情 報 (アルバイト秘書の募集)



〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-3-4  
宮ビル 4 階  
多湖・岩田・田村法律事務所  
TEL 03-3265-9601 / FAX 03-3265-9602  
採用担当弁護士 <sup>たご</sup> 多 湖 章

① 雇用形態	アルバイト(採用予定：1～2名)
② 応募資格	法科大学院 在学学生・修了生 (入学年度・学年・修了年度・司法試験の合否は不問)
③ 応募方法	当事務所のウェブサイト ( <a href="http://www.tago-law.com/staff.html">http://www.tago-law.com/staff.html</a> ) より履歴書をダウンロードの上 (手書き可, 市販のものでも可), <u>弁護士多湖宛</u> に郵便またはメール ( <a href="mailto:info@tago-law.com">info@tago-law.com</a> ) にて送付願います (成績表等の提出は任意)。所内協議の上, 面接に進まれる方のみ, こちらからご連絡させていただきます (なお, 採否に拘わらず履歴書の返還は致しません)。
④ 契約期間	採用日～原則1年間 (勤務態度・実績等を考慮の上, 1年毎に更新の場合あり)
⑤ 就業場所	当事務所内 【最寄駅】 ・東京メトロ有楽町線「麹町駅」駅より徒歩1分 ・東京メトロ半蔵門線「半蔵門」駅より徒歩5分 ・JR中央線「四ツ谷」駅より徒歩8分
⑥ 業務内容	秘書業務一般。電話・来客対応, スケジュール管理, 各種証明書及び公文書の申請・提出, 簡易な法律文書の作成・校正, 判例・法律文献リサーチ, その他法律事務所内外の雑務 (執務スペースの簡易な清掃含む) 等。
⑦ 労働時間	【始 業】午前10時～【終業】午後5時 *但し, 1時間の範囲内で繰上げ・繰下げあり。 【休憩時間】午後0時00分～午後1時00分(60分間) (労基法34条1項に基づく) 【所定労働時間】原則1日6時間 (週1日以上3日以内の範囲で応相談)。
⑧ 所定外労働	【所定時間外労働】原則なし *但し, 業務状況により30分～1時間程度の残業あり。 【休日労働】原則なし
⑨ 休 日	土日/国民の祝日/年末年始/その他, 事務所が定める休日
⑩ 休 暇	【年次有給休暇】労働基準法施行規則24条の3第3項の規定に従う。
⑪ 賃 金	【基本賃金】時給1150円 【通勤手当】実費支給(但し, 原則1日あたり1500円上限) 【支 払 日】毎月20日締め25日払い(同日が休日の場合は直近の前営業日) 【昇 給】あり *但し, 勤務態度, 業績等に応じ, 昇給の有無及び金額・割合を決定する。 【賞 与】なし
⑫ 退職に関する事項	【解雇事由】別途定める就業規則または雇用契約書の各条項に従う。 【自己都合退職】1か月以上前に届出 【退職金】なし
⑬ 各種社会保険	【雇用保険】適用なし(雇用保険法6条②) 【労災保険】加入(全額使用者負担) 【住 民 税】普通徴収(被用者直接納付) 【社会保険(国民健康保険・国民年金)】被用者直接納付
⑭ 特記事項	司法試験受験継続中の方については授業日程・勉強計画・受験日程・司法修習日程等に配慮致します (契約期間につき1年未満の短期可)。